

○高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百三十二号） 新旧対照条文  
 一 高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 設備</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三章 業務管理</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 高圧室内業務の管理（第十二条の二―第二十六条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第一条 事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条の二 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 高気圧障害 高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスに</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 設備</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三章 業務管理</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 高圧室内業務の管理（第十三条―第二十六条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四章～第六章（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（新設）</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（新設）</p>

よる中毒その他の高気圧による健康障害をいう。

二 (略)

三・四 (略)

五 気こう室 (略)

六 不活性ガス 窒素及びヘリウムの気体をいう。

## 第二章 設備

(気こう室の床面積及び気積)

第三条 事業者は、気こう室の床面積及び気積を、現に当該気こう室において加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者一人について、それぞれ〇・三平方メートル以上及び〇・六立方メートル以上としなければならない。

(送気管の配管等)

第四条 事業者は、潜函又は潜鐘の作業室又は気こう室へ送気するための送気管を、シャフトの中を通すことなく当該作業室又は気こう室へ配管しなければならない。

2 (略)

(空気清浄装置)

第五条 事業者は、空気圧縮機と作業室又は気こう室との間に、作業室及び気こう室へ送気する空気を清浄にするための装置を設けなければならない。

(排気管)

第六条 事業者は、作業室及び気こう室に、専用の排気管を設けな

一 (略)

二・三 (略)

四 気開室 (略)

(新設)

## 第二章 設備

(気開室の床面積及び気積)

第三条 事業者は、気開室の床面積及び気積を、現に当該気開室において加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者一人について、それぞれ〇・三平方メートル以上及び〇・六立方メートル以上としなければならない。

(送気管の配管等)

第四条 事業者は、潜函又は潜鐘の作業室又は気開室へ送気するための送気管を、シャフトの中を通すことなく当該作業室又は気開室へ配管しなければならない。

2 (略)

(空気清浄装置)

第五条 事業者は、空気圧縮機と作業室又は気開室との間に、作業室及び気開室へ送気する空気を清浄にするための装置を設けなければならない。

(排気管)

第六条 事業者は、作業室及び気開室に、専用の排気管を設けな

ればならない。

- 2 潜函又は潜鐘の気こう室内の高圧室内作業者に減圧を行うための排気管は、内径五十三ミリメートル以下のものとしなければならない。

(圧力計)

第七条 (略)

2 (略)

- 3 事業者は、高圧室内作業者に加圧又は減圧を行うために、送気又は排気の調節を行うバルブ又はコツクの操作を行う場所を気こう室の外部に設けたときは、当該場所に、気こう室内の圧力を表示する圧力計を設けなければならない。

- 4 事業者は、前項の場所を気こう室の内部に設けたときは、気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコツクを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。

5 (略)

- 6 事業者は、高圧室内業務（圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務に限る。第十二条の二、第二十條の二及び第四十二條第一項において同じ。）を行うときは、気こう室に自記記録圧力計を設けなければならない。

(異常温度の自動警報装置)

第七条の二 事業者は、作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機から吐出される空気並びに当該空気圧縮機に附属する冷却装置を通過した空気の温度が異常に上昇した場合に当該空気圧縮機の運転を行う者その他の関係者にこれを速やかに知らせるための自動警

ばならない。

- 2 潜函又は潜鐘の気開室内の高圧室内作業者に減圧を行うための排気管は、内径五十三ミリメートル以下のものとしなければならない。

(圧力計)

第七条 (略)

2 (略)

- 3 事業者は、高圧室内作業者に加圧又は減圧を行うために、送気又は排気の調節を行うバルブ又はコツクの操作を行う場所を気開室の外部に設けたときは、当該場所に、気開室内の圧力を表示する圧力計を設けなければならない。

- 4 事業者は、前項の場所を気開室の内部に設けたときは、気開室への送気又は気開室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコツクを操作する業務を行う者に、携帯式の圧力計を携行させなければならない。

5 (略)

(新設)

(異常温度の自動警報装置)

第七条の二 事業者は、作業室及び気開室へ送気するための空気圧縮機から吐出される空気並びに当該空気圧縮機に附属する冷却装置を通過した空気の温度が異常に上昇した場合に当該空気圧縮機の運転を行う者その他の関係者にこれを速やかに知らせるための自動警報

報装置を設けなければならない。

(のぞき窓等)

第七条の三 事業者は、気こう室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から気こう室の内部の状態を把握することができる措置を講じなければならない。

(空気槽)

第八条 (略)

2 予備空気槽は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 予備空気槽内の空気の圧力は、常時、最高の潜水深度における圧力の一・五倍以上であること。

二 予備空気槽の内容積は、厚生労働大臣が定める方法により計算した値以上であること。

3

(略)

装置を設けなければならない。

(のぞき窓等)

第七条の三 事業者は、気閉室の内部を観察することができる窓を設ける等外部から気閉室の内部の状態を把握することができる措置を講じなければならない。

(空気槽)

第八条 (略)

2 予備空気槽は、次に定めるところに適合するものでなければならない。

一 予備空気槽内の空気の圧力は、常時、最高の潜水深度における圧力の一・五倍以上であること。

二 予備空気槽の内容積は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める式により計算した値以上であること。

イ 潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合

$$V = \frac{40 (0.03D + 0.4)}{P}$$

この式において、V、D及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする(ロにおいて同じ。)

V 予備空気槽の内容積(単位 リットル)

D 最高の潜水深度(単位 メートル)

P 予備空気槽内の空気の圧力(単位 メガパスカル)

ロ イに掲げる場合以外の場合

$$V = \frac{60 (0.03D + 0.4)}{P}$$

3

(略)

第三章 業務管理

第一節 作業主任者等

(作業主任者)

第十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 酸素、炭酸ガス及び有害ガス（一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。）の濃度を測定するための測定器具を点検すること。

三・四 (略)

五 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。

六 作業室及び気こう室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講ずること。

(特別の教育)

第十一条 事業者は、次の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する特別の教育を行わなければならない。

一 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務

二 (略)

三 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務

第三章 業務管理

第一節 作業主任者等

(作業主任者)

第十条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 炭酸ガス及び有害ガス（一酸化炭素、メタンガス、硫化水素その他炭酸ガス以外のガスであつて、爆発、火災その他の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものをいう。以下同じ。）の濃度を測定するための測定器具を点検すること。

三・四 (略)

五 気開室への送気又は気開室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、高圧室内作業者に対する加圧又は減圧が第十四条又は第十八条の規定に適合して行われるように措置すること。

六 作業室及び気開室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講ずること。

(特別の教育)

第十一条 事業者は、次の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する特別の教育を行わなければならない。

一 作業室及び気開室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務

二 (略)

三 気開室への送気又は気開室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務

2  
四〇六 (略)

業務	教育すべき事項
作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	(略)
(略) 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	(略)
(略)	(略)

3  
(略)

第二節 高圧室内業務の管理

(作業計画)

第十二条の二 事業者は、高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高圧室内作業に関する計画（以下この条において「作業計画」という。）を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

2  
四〇六 (略)

業務	教育すべき事項
作業室及び気開室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	(略)
(略) 気開室への送気又は気開室からの排気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	(略)
(略)	(略)

3  
(略)

第二節 高圧室内業務の管理

(新設)

一 作業室又は気こう室へ送気する気体の成分組成

二 加圧を開始する時から減圧を開始する時までの時間

三 当該高圧室内業務における最高の圧力

四 加圧及び減圧の速度

五 減圧を停止する圧力及び当該圧力下において減圧を停止する時間

3 事業者は、作業計画を定めるときは、前項各号に掲げる事項について関係労働者に周知させなければならない。

(立入禁止)

第十三条 事業者は、必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。

(ガス分圧の制限)

第十五条 事業者は、酸素、窒素又は炭酸ガスによる高圧室内作業者の健康障害を防止するため、作業室及び気こう室における次の各号に掲げる気体の分圧がそれぞれ当該各号に定める分圧の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講じなければならない。

一 酸素 十八キロパスカル以上百六十キロパスカル以下（ただし、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行う場合にあつては、十八キロパスカル以上二百二十キロパスカル以下とする。）

二 窒素 四百キロパスカル以下

三 炭酸ガス ○・五キロパスカル以下

(立入禁止)

第十三条 事業者は、必要のある者以外の者が気開室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならない。

(高圧下の時間)

第十五条 事業者は、高圧室内業務（圧力○・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務に限る。以下この条において同じ。）を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該高圧室内業務に高圧室内作業者を従事させてはならない。

一 高圧室内作業者に加圧を開始した時から減圧を開始する時までの時間（以下「高圧下の時間」という。）を、次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

イ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超えない場合であり、かつ、当該高圧室内業務の圧力が○・四メガパスカルを超えない場合においては、次に掲げる時間

(イ) 第一回の高圧室内業務（高圧室内業務が一日について一回

の場合を含む。) 当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第一の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

(ロ) 第二回の高圧室内業務 当該高圧室内業務の圧力(第一回の高圧室内業務の圧力が第二回の高圧室内業務の圧力よりも高いときは、第一回の高圧室内業務の圧力)に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び第一回の高圧下の時間に基づく「高圧下の時間」欄の区分に応じた「第二回の高圧下の時間」欄に掲げる時間

ロ 当該高圧室内作業者を高圧室内業務に従事させる回数が一日について二回を超える場合又は高圧室内業務の圧力が○・四メガパスカルを超える場合においては、次に掲げる時間

(イ) 第一回の高圧室内業務(高圧室内業務が一日について一回の場合を含む。) 当該高圧室内業務の圧力に基づいて、別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間

(ロ) 第二回以後の高圧室内業務 当該高圧室内業務の圧力(その日においてその者について既に行つた高圧室内業務の圧力が当該高圧室内業務の圧力よりも高いときは、その最高の圧力)に基づく別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「高圧下の時間」欄に掲げる最長の時間から別表第三により求めた時間(以下「高圧室内作業修正時間」という。)を差し引いた時間(その日における当該高圧室内作業者の高圧下の時間の合計が、その者についての高圧室内業務の最高の圧力に基づく別表第二の「圧力」欄の区分に応じた「一日についての高圧下の時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間)

二 その日において既に高圧室内業務に従事した者を更に高圧室内業務に従事させるときは、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業者の体内ガス圧係数を減少させるための時間（以下「高圧室内作業者ガス圧減少時間」という。）として、その者についての前回の減圧を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 前号イの場合に該当するとき 第一回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 前号ロの場合に該当するとき 当該高圧室内業務の直前の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

三 その日における高圧室内業務を終了した者に対して、次のイ又はロに掲げる時間以上の時間を、高圧室内作業者ガス圧減少時間として、その者についての最終の減圧を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

イ 第一号イの場合に該当するとき 最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間

ロ 第一号ロの場合に該当するとき 最終回の高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づいて、別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間

(酸素ばく露量の制限)

第十六条 事業者は、酸素による高圧室内作業者の健康障害を防止するため、高圧室内作業者について、厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、厚生労働大臣が定める値を超えないように、作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(減圧の速度等)

第十八条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 減圧の速度は、毎分 $0 \cdot 0$ 八メガパスカル以下とすること。

二 厚生労働大臣が定める区間ごとに、厚生労働大臣が定めるところにより区分された人体の組織（以下この号において「半飽和組織」という。）の全てについて次のイに掲げる分圧がロに掲げる分圧を超えないように、減圧を停止する圧力及び当該圧力下において減圧を停止する時間を定め、当該時間以上減圧を停止すること。

イ 厚生労働大臣が定める方法により求めた当該半飽和組織内に存在する不活性ガスの分圧

ロ 厚生労働大臣が定める方法により求めた当該半飽和組織が許

「欄に掲げる時間

四 高圧室内業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の高圧室内作業者ガス圧減少時間を与える場合の第二号ロ並びに前号イ及びロの高圧室内業務の高圧下の時間については、当該高圧室内作業者の当該回における高圧下の時間に高圧室内作業者修正時間を加算したものとすること。

(炭酸ガスの抑制)

第十六条 事業者は、炭酸ガスによる高圧室内作業者の健康障害を防止するため、作業室及び気こう室における炭酸ガスの分圧が $0 \cdot 5$ キロパスカルを超えないように、換気その他必要な措置を講じなければならぬ。

(減圧の速度等)

第十八条 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 減圧の速度は、毎分 $0 \cdot 0$ 八メガパスカル以下とすること。

二 第十五条第一号イの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第一の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。

容することができる最大の不活性ガス分圧

(削る)

2 事業者は、減圧を終了した者に対して、当該減圧を終了した時から十四時間は、重激な業務に従事させてはならない。

(減圧の特例等)

第十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、退避させ、又は救出した後、速やかに当該高圧室内作業者を再圧室又は気こう室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧しなければならない。

3 (略)

(減圧時の措置)

第二十条 事業者は、気こう室において、高圧室内作業者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 気こう室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。
- 二 気こう室内の温度が十度以下である場合には、高圧室内作業者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。
- 三 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、高圧室内作業者に椅子その他の休息用具を使用させること。

2 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときは

三 第十五条第一号ロの場合に該当するときは、当該高圧室内業務の圧力及び高圧下の時間に基づく別表第二の「圧力」欄及び「高圧下の時間」欄の区分に応じた「減圧」欄に掲げる圧力に達したときに、同欄に掲げる時間以上減圧を停止すること。

2 高圧室内業務を一日に二回以上行なう者に第二回以後の減圧を行なう場合の前項第二号又は第三号の当該高圧室内業務の高圧下の時間については、第十五条第四号の規定を準用する。

(減圧の特例等)

第十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、退避させ、又は救出した後、すみやかに当該高圧室内作業者を再圧室又は気開室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧しなければならない。

3 (略)

(減圧時の措置)

第二十条 事業者は、気開室において、高圧室内作業者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 気開室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。
- 二 気開室内の温度が十度以下である場合には、高圧室内作業者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。
- 三 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、高圧室内作業者に椅子その他の休息用具を使用させること。

2 事業者は、気開室において高圧室内作業者に減圧を行うときは、

、あらかじめ、当該減圧に要する時間を当該高圧室内作業者に周知させなければならない。

(作業の状況の記録等)

第二十条の二 事業者は、高圧室内業務を行う都度、第十二条の二第二項各号に掲げる事項を記録した書類並びに当該高圧室内作業者の氏名及び作業の日時を記載した書類を作成し、これらを五年間保存しなければならない。

(連絡)

第二十一条 事業者は、高圧室内業務を行うときは、気こう室の付近に、高圧室内作業員及び空気圧縮機の運転を行う者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下この条において「連絡員」という。)を常時配置しなければならない。

2・3 (略)

(設備の点検及び修理)

第二十二条 (略)

一 (略)

二 作業室及び気こう室への送気を調節するためのバルブ又はコック 一日

三 作業室及び気こう室からの排気を調節するためのバルブ又はコック 一日

四 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機に附属する冷却装置 一日

あらかじめ、当該減圧に要する時間を当該高圧室内作業者に周知させなければならない。

(減圧状況の記録等)

第二十条の二 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務を行うときは、気こう室に自記録圧力計を備え、当該気こう室において高圧室内作業員に減圧を行う都度、当該減圧の状況を記録した書類並びに当該高圧室内作業員の氏名及び減圧の日時を記載した書類を作成し、これらを五年間保存しなければならない。

(連絡)

第二十一条 事業者は、高圧室内業務を行うときは、気開室の付近に、高圧室内作業員及び空気圧縮機の運転を行う者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下この条において「連絡員」という。)を常時配置しなければならない。

2・3 (略)

(設備の点検及び修理)

第二十二条 (略)

一 (略)

二 作業室及び気開室への送気を調節するためのバルブ又はコック 一日

三 作業室及び気開室からの排気を調節するためのバルブ又はコック 一日

四 作業室及び気開室へ送気するための空気圧縮機に附属する冷却装置 一日

五・六 (略)

七 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機 一週

八〜十 (略)

2 (略)

(高圧室内作業主任者の携行器具)

第二十六条 事業者は、高圧室内作業主任者に、携帯式の圧力計、懐中電灯、酸素、炭酸ガス及び有害ガスの濃度を測定するための測定器具並びに非常の場合の信号用器具を携行させなければならない。

第三節 潜水業務の管理

(作業計画等の準用)

第二十七条 第十二条の二及び第二十条の二の規定は潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。第四十二条第一項において同じ。）について、第十五条、第十六条及び第十八条の規定は潜水業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十二条の二第二項	高圧室内作業	潜水作業
第十二条の二第二項第一号	作業室又は気こう室へ送気する	潜水業者に送気し、又はボンベに充填する
第十二条の二第二項第二号	加圧を開始する	潜降を開始させる
	減圧を開始する	浮上を開始させる

五・六 (略)

七 作業室及び気開室へ送気するための空気圧縮機 一週

八〜十 (略)

2 (略)

(高圧室内作業主任者の携行器具)

第二十六条 事業者は、高圧室内作業主任者に、携帯式の圧力計、懐中電灯、炭酸ガス及び有害ガスの濃度を測定するための測定器具並びに非常の場合の信号用器具を携行させなければならない。

第三節 潜水業務の管理

(潜水時間)

第二十七条 事業者は、潜水業務（水深十メートル以上の場所における潜水業務に限る。以下この条において同じ。）を行うときは、次に定める作業時間についての基準に反して、当該潜水業務に潜水業者を従事させてはならない。

一 潜水業者が潜降を開始した時から浮上を開始する時までの時間（以下「潜水時間」という。）を次のイ又はロに掲げる時間以内とすること。

イ 第一回の潜水業務（潜水業務が一日について一回の場合を含む。）当該潜水業務の水深に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間

ロ 第二回以後の潜水業務 当該潜水業務の水深（その日においてその者が既に行つた潜水業務の水深が当該潜水業務の水深よりも深いときは、その最高の水深）に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「潜水時間」欄に掲げる最長の時間か

第十二条の二第 二項第三号	圧力	水深の圧力
第十二条の二第 二項第四号	加圧及び減圧	潜降及び浮上
第十二条の二第 二項第五号	減圧を停止する圧力 減圧を停止する時間	浮上を停止させる水 深の圧力 浮上を停止させる時 間
第十五条	作業室及び気こう室に おける 作業室又は気こう室へ の送気、換気	当該潜水業者が吸 入する時点の 潜水業者への送気 、ボンベからの給気
第十五条第一号	気こう室において高圧 室内作業者に減圧を行 う	潜水業者が溺水し ないよう必要な措置 を講じて浮上を行わ せる
第十六条	作業室又は気こう室へ の送気	潜水業者への送気 、ボンベからの給気
第十八条の見出し	減圧	浮上
第十八条第一項	気こう室において高圧 室内作業者に減圧を行 う	潜水業者に浮上を 行わせる
第十八条第一項 第一号	減圧 〇・〇八メガパスカル	浮上 十メートル

- ら、前回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づく同表の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「体内ガス圧係数」欄に掲げる数値、第三号から第五号までの規定により与えた潜水業者ガス圧減少時間並びに当該潜水業務の水深に基づいて、別表第三により求めた時間（以下「潜水業者修正時間」という。）を差し引いた時間（その日における当該潜水業者の潜水時間の合計が、その者についての潜水業務の最高の水深に基づく別表第二の「潜水深度」欄の区分に応じた「一日についての潜水時間」欄に掲げる時間を超えるときは、その超える時間を更に差し引いて得た時間）
- 二 潜水業務を一日に三回以上行う者に第三回以後の潜水業務に従業者の当該回における潜水時間に、潜水業者修正時間を加算したものとす。
- 三 その日において既に潜水業務に従事した者を更に潜水業務に従事させるときは、その者についての直前の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務間ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水業者の体内のガス圧係数を減少させるための休息時間（以下「潜水業者ガス圧減少時間」という。）として、前回の浮上を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。
- 四 その日における潜水業務を終了した者に対し、最終回の潜水業務の水深及び潜水時間に基づいて、別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「業務終了後ガス圧減少時間」欄に掲げる時間以上の時間を、潜水業者ガス圧減少時間として、その者についての最終の浮上を終了した後引き続き与え、その間は、重激な業務に従事させないこと。

第十八条第一項 第二号	減圧を停止する圧力 減圧を停止する時間 減圧を停止すること	浮上を停止させる水の圧力 浮上を停止させる時間 浮上を停止させること
第十八条第二項	減圧	浮上
第二十条の二	第十二条の二第二項各号	第二十七条において読み替えて準用する第十二条の二第二項各号
	当該高圧室内作業者	当該潜水作業者

第三十一条 削除

(浮上の特例等)

五 潜水業務を一日に二回以上行う者に、第二回以後の潜水作業者がガス圧減少時間を与える場合の前二号の潜水業務の潜水時間については、第二号の規定を準用する。

(浮上の速度等)

第三十一条 事業者は、潜水作業者に浮上を行わせるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 浮上の速度は、毎分十メートル以下とすること。
- 二 水深十メートル以上の場所における潜水業務の水深及び潜水時間に基づく別表第二の「潜水深度」欄及び「潜水時間」欄の区分に応じた「浮上」欄に掲げる水深に達したときに、同欄に掲げる時間以上浮上を停止させること。
- 2 水深十メートル以上の場所における潜水業務を一日に二回以上行う者に第二回以後の浮上を行わせる場合の前項第二号の当該潜水業務の潜水時間については、第二十七条第二号の規定を準用する。

(浮上の特例等)

第三十二条 事業者は、事故のために潜水作業者を浮上させるときは、必要な限度において、第二十七条において読み替えて準用する第十八条第一項第一号に規定する浮上の速度を速め、又は同項第二号に規定する浮上を停止する時間を短縮することができる。

2・3 (略)

(さがり綱)

第三十三条 (略)

2 事業者は、前項のさがり綱には、三メートルごとに水深を表示する木札又は布等を取り付けておかなければならない。

第三十五条 削除

(設置)

第四十二条 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務を行うときは、高圧室内作業者又は潜水作業者について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるような措置を講じなければならない。

2 (略)

(再圧室の使用)

第四十四条 (略)

一〇四 (略)

第三十二条 事業者は、事故のために潜水作業者を浮上させるときは、必要な限度において、前条に規定する浮上の速度を速め、又は同条に規定する浮上を停止する時間を短縮することができる。

2・3 (略)

(さがり綱)

第三十三条 (略)

2 事業者は、前項のさがり綱には、別表第二の「浮上」欄に掲げる水深ごとに水深を表示する木札又は布等を取り付けておかなければならない。

(純酸素の使用制限)

第三十五条 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業者に純酸素を吸入させてはならない。

(設置)

第四十二条 事業者は、圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における高圧室内業務又は水深十メートル以上の場所における潜水業務を行うときは、高圧室内作業者又は潜水作業者について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるような措置を講じなければならない。

2 (略)

(再圧室の使用)

第四十四条 (略)

一〇四 (略)

2 事業者は、再圧室を使用したときは、その都度、加圧及び減圧の状況を記録した書類を作成し、これを五年間保存しなければならない。

(削る)

2 事業者は、再圧室を使用したときは、そのつど、加圧及び減圧の状況を記録しておかなければならない。

別表第一から別表第三まで

改正案	現行
<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十の二 作業室及び気こう室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務</p> <p>二十一（略）</p> <p>二十二 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務</p> <p>（事故現場等の標識の統一等）</p> <p>第六百四十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高圧則第一条の二第四号の作業室又は同条第五号の気こう室</p> <p>三・四（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（特別教育を必要とする業務）</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十の二 作業室及び気<sup>こう</sup>開室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務</p> <p>二十一（略）</p> <p>二十二 気<sup>こう</sup>開室への送気又は気<sup>こう</sup>開室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務</p> <p>（事故現場等の標識の統一等）</p> <p>第六百四十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の各号に掲げる事故現場等があるときは、当該事故現場等を表示する標識を统一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 高圧則第一条第三号の作業室又は同条第四号の気<sup>こう</sup>開室</p> <p>三・四（略）</p> <p>2・3（略）</p>